

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	野川ほのぼの保育園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 川崎保育会
対象サービス	児童分野 保育所
事業所住所等	〒213-0027 川崎市高津区野川3906-4
設立年月日	平成28年4月1日
評価実施期間	平成29年12月 ～平成30年3月
公表年月	平成30年4月
評価機関名	NPO中小企業再生支援第三者評価事業部
評価項目	川崎市版
総合評価（事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等）	
<p>【施設の立地・特徴】</p> <p>• 立地および施設の概要 本園の前身である、川崎市立野川保育園は、1968年（昭和43年）に設立され、本園は、2016年（平成28年4月1日）に川崎市が、「社会福祉法人川崎保育会」に運営を委託し、野川ほのぼの保育園として民営化開設した保育園です。園は300㎡の地上園庭と、広い355.77㎡の屋上園庭を有し、建物は、延べ面積952.6㎡の鉄筋造り、2階建てです。</p> <p>園は、JR南武線武蔵中原駅や田園都市線鷺沼駅よりバスで20分、中原街道沿いの「妙法寺下バス停留所」下車で、徒歩2分、幹線道路の裏手に立地しています。定員は0～5歳児までの120名、現在の在籍数130名の大規模園です。</p> <p>• 園の特徴 園は2階が3、4、5歳児室、1階に0、1、2歳児の独立した部屋が並び、さらに1階には調理室に隣接した幼児全員が入れる専用食堂、事務室のほかに、定員12名の一時保育室があります。</p> <p>園では、「砂・水・泥で遊んだり、虫を捕まえたり、畑で様々な栽培を楽しんだり、友達と夢中になって鬼ごっこをして走り回ったり、実際に体を動かして人や自然と関わる保育をしています」をPR点として打ち出し、保育にあたっています。</p> <p>【特に優れていると思われる点】</p> <p>1. 工夫された避難訓練の実施 ・地震・災害は予告なく起こる、日時を指定しても意味がない。という理由から本園では 毎月、日時を職員、子どもに知らせず、行事予定にも掲載せず、ある日突然、避難訓練を実施しています。職員には役割分担だけ知らせ、消防署の指導でバリエーションを作り、実施後はクラス担任から子どもの様子を聞き、消防署に報告しています。</p> <p>2. 日本伝統のわらべ歌を通して、心の発達に重点を置いた保育の実践 ・子どもたちはわらべうたを通して、日本語の持つ面白さや美しさを遊びながら感覚的に理解し、「ことば」に興味を示しています。言葉の発達は同時に心の発達で情緒の安定につながっています。リズム感や音の強弱、職員との掛け合いなど音楽を楽しむ環境を提供しています。子どもたちには、特に教えていないのに、5歳児にもなると、友達の声に合わせて、自分の発音をするなど、合唱技術も身につく、きれいな合唱が聞けるようになっていました。</p> <p>3. 理念、方針、園目標に加えた、園の保育行動規範 ・園は職員に対する具体的行動規範に結び付くように、次の『保育の中で大切にしたいこと』を保育の規範として、</p>	

《乳児》では、*子どもに愛情を持って関わる*大人と子供の愛着関係を築く*子どもの生活リズムの形成をはかる*子どもの自発的な遊びを促す、

《幼児》では、*自分でしようとする力を育てる*新しい事に挑戦する力を育てる*体力、感じる力、考える力、認識力、表現力を育てる*仲間と共同する力を育てる*わらべうたを通して音楽に親しみ、歌い、楽器を演奏し、楽しさを味わう、を打ち出して、保育にあたっています。

4. 子どもの心身の発達に自信をもたらし、「いいところみつけ」活動

・5歳の保育ではクラス活動の一環として、「いいところみつけ」を行っています。子どもの誕生月にはその子供の良いところを発見しあい、発表を行い、お互いに尊重しあう心を育てています。保護者にも一人ひとりの子どもの良いところが伝わるようにクラスだよりで紹介をしています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 事業計画、中・長期計画に則った、目標管理保育園運営への期待

・事業計画、中・長期計画については、年度末には見直しを行っているが、進捗状況を定期的を確認するとともに、定期的な計画の見直しを期待いたします。保護者には懇談会等で詳しく説明されていますが、内容の理解を深める工夫を期待いたします。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

- ・設置法人の保育に対する理念、「心身ともに健やかに育つよう、子ども一人ひとりの人格を尊重する」「保護者と職員が共に子どもを育てあう保育をすすめる」「保護者の働く権利を保障するとともに多様な生活を支え、保護者や地域から信頼される保育園を目指す」は目指す保育を表しています。また、保育方針として「遊びや生活を積み重ねる中で言葉や基本的生活習慣を身に付け、人として生きる力を育てます」「さまざまな体験を通して豊かな感性を育み、思考力、想像力の芽生えを培います」を打ち出し、パンフレット、保育課程に明記しています。
- ・本園は保育の目標で「自分の大好きなものを見つけられる子ども」の育成をめざしています。こどもの要望、意見を把握して保育に取り込むことが、カリキュラム作成上優先されています。子どもの遊びの内容や、散歩の目的地、制作物等子どもからの希望を取り入れて、柔軟に保育反映しています。おもちゃをとりやすい場所に置き、自由にとれる体制にして、種類を多くして、何を選択してとるか、おもちゃ遊びができない子どもには声かけをして、好みの遊びができるように支援し、日常の保育の中でクラス担当は、こどもの意思を尊重して強制はしないようです。
- ・「個人情報保護マニュアル」に関しては「重要事項説明書」で第三者提供の範囲を規制しており職員には周知されています。園での個人写真は同意書ももらっています。職員は児童票など個人情報が記された書類は持ち出さない、個人に関わる書類、データは施錠のうえ管理していることから重要性を認識しています。記録の管理は、個人情報保護について入時研修や園内研修などで指導を行っています。職員の守秘義務に遵守については入所時に「誓約書」が提出されています。保育士には法律上の守秘義務が掲げられています。
- ・登園時に親子の様子を確認し、着替えをするときにあざの有無を確認し、虐待予兆の早期発見に努めています。予兆発見時は川崎市中部児童相談所への連絡し、また同所からの連絡で判明する子ケースもありました。川崎市は「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定し、保育所には、「早期発見した場合48時間以内の関係機関への通報、安全確認」が求められています。関係機関へは

「189」<いちはやく>で最寄りの相談所へ、または川崎市の虐待防止センター（0120-874-124）もあります。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

- 利用者満足や意向の把握に関する取り組みは、4月と2月の個別面談、毎月1回の保護者会、年2回の父母参観のあとの面談、クラス懇談会、役員会等で定期的に行っています。職員は迎えや登園時に、ほぼ全員の保護者に言葉かけを行い、気軽に話す雰囲気づくりや信頼関係を築くためのコミュニケーションを行っています。そのほかに、連絡ノートを活用や行事のあとの感想の聞き取りも行い、利用者満足や意向の把握に取り組んでいます。日常の保育の中で子どもたちが満足しているかどうかを把握するため、家庭でのようすの聞き取りや、やらされ感がないかなどを、子どもの発する言葉、動きや表情、顔色で感じ取る取り組みを行っています。
- 子どもの自由な発想から遊びが次つぎに展開し、共同でものごとを進めることの楽しさやおもしろさ、ワクワクする機会が多く提供されています。子どもたちはわらべうた遊びを通して、日本語の持つ面白さや美しさを遊びながら感覚的に理解し、「ことば」に興味を示しています。言葉の発達は同時に心の発達になり、情緒の安定につながっています。子ども同士でわらべうた遊びをすることで、社会的なルール(順番、交代)、他者への思いやりを学び、リズム感や音の強弱、職員との掛け合いなどで音楽を楽しむ機会を提供しています。
- 毎月の誕生会では職員による人形劇やペープサイト、パネルシアターなどを行っています。年数回、外部の方を呼んでの音楽演奏会なども行い、本物を間近で見聞きし、触れ、五感を通した体験をつみ重ね、創造性豊かな心を育てています。
- 本園の食事環境は、ほぼ理想に近いものです。ランチルームが玄関奥にあり、6人掛けの六角形テーブルが並び、幼児クラスの子どもたちと先生方が同時に食事ができます。料理はすべて自家調理です。3人の栄養士（1人は療養中）がおり、主食は7分つきのコメを使い、時には五穀米も使います。食事をとる最適な環境はお友だちや先生と一緒に楽しい雰囲気の中で、おしゃべりを交えながら食べることが大切である、との大方針があります。食事風景はにぎやかそのものです。
0歳児から2歳児は、各クラスで食事をします。0歳児は10時30分から1歳児は11時から2歳児は11時30分頃から各クラスで食事をします。
本園は「なかよし給食」を提供し、子どもには、アレルギーの子と平等に同じものを食べてもらっています。アレルギー食材を最初からメニューから外して調理したものを提供しています。
- 本園の指導計画では、食事、トイレ、歯磨き、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が身につくよう乳児と幼児に分け、さらに年間を4期に分けて指導する仕組みを持っています。また子ども一人一人の発達に合わせた指導計画で、きめ細かな支援を行っています。
- 本園では保護者に配布する「入園準備号」で夜の寝る時間を8～9時ごろに習慣づけるようお願いしています。多くなっている夜型のこどもに健全な生活のリズムを根付かすのが目的です。園での睡眠は食後すぐ寝る子、ぐずる子さまざまです。その日の子どもの体調や家庭での様子から保護者と相談して、一人一人に対応した午睡や休息をさせています。5歳児については、就学に向け1月から午睡時間を無くしています。

3.サービスマネジメントシステムの確立

- 入園前説明会は2月に開催し、入園案内とは違う「入園準備号」の冊子を配布し、それに沿って理念・基本方針、園の概要、主な保育プログラムなどを説明しています。同時に重要事項説明書も配布しています。説明会終了後、1カ月ぐらいの猶予をもたせ「重要事項説明に関する確認書」「個人情報使用同意書」に署名をもらっています
- 保育課程は、0歳児は年4期に分け、1才児については年2期、2才児、3才児 4才児 5才児は各々年4期に分けていますが、内容は子供の成長に合わせて保育所保育指針に準用しています。指導計画はクラス単位の指導計画があり、障害児は個別支援計画があり、所定の様式で作成しています。各クラスとも、年を4期に分けた指導計画になっています。所定の項目ごとにきめ 細かく設定しています。又、配慮の必要な子どもに対しては、3歳児以降も個別の指導計画を作成しています。指導計画は、クラス担任、主任、園長が指導計画類を作成します。また、評価・反省欄が設けてあり、月間指導計画は職員会議で、週案は乳児、幼児会議で、評価・反省を行っています。部門ごとの年間計画として、「保健計画（看護師作成）」「食育計画（栄養士と担当保育士で作成）」「行事計画（担当保育士作成）」を作成しています。指導計画は、保育課程の年齢別保育を踏まえ、「感動し、驚き、考え、表現できる子」「自分の大好きを見つけられる子」「感謝する気持ちをもてるこども」の3方針をテーマにして作成されています。
- 関心の高いアレルギー対応は「なかよし給食」を採用し、子供は皆同じ食べ物を食べます。アレルギー食材料は最初から除去してあります。ただし、牛乳と豆乳は間違いやすいので豆乳の子どもはパックごと食卓に出します。目で見てわかりやすいようです。障害を持つ子どもや、支援を必要とする子どもに対しては、栄養士、看護婦が話し合いやカンファレンスなどを行っています。
- 本園は年間保健計画にそって入園前の園児健康診断、0、1歳は毎月、2、3、4、5歳は3か月ごとに健診を行い歯科は年1回、4歳児は視聴覚検査、プール前健診など実施しています。健診結果は「けんこうノート」に記録し、保護者に知らせています。健診終了当日、園児個々に「健康記録表」に記載し、それぞれ専用のファイルに保管しています。
- 本園の地震・火災の避難訓練は毎回徹底しています。子ども、職員にも訓練日、時間は教えません。行事予定にも一切掲載していません。ある日突然行きます。職員には役割分担しか知らせず、毎月、火災・震災、発生場所を違えて避難訓練を実施しています。災害はある日予告なく起こりますので、日時、時間を想定して行う避難訓練は意味がないという園の判断です。
- 交通事故と安全対策として事故発生対応マニュアルを作成し、子どもの散歩で生じる交通事故の予防対策を職員に周知、順守を徹底しています。散歩時の厳守事項とし、引率の職員は車道側を歩き、2人ずつ手をつなぎ。道路横断中職員が一人は真ん中にたち、靴が脱げても立ち留まらないで渡り切るなどの危険防止策を徹底させています。
- 苦情相談窓口の受付担当者、苦情解決責任者の氏名、及び、第三者委員の氏名と電話番号を明記した重要事項説明書を作成しています。相談は、直接、または電話、連絡ノートなどで受付けています。保護者には入園時の説明会で「苦情相談等に係る相談窓口」を明記した重要事項説明書を配布し、説明を行っています。園内の掲示板には「苦情相談等に係る相談窓口」の受付対応者や第三

	<p>者委員を掲示しており、いつでも見る事が出来るようにしています。その他、高津区こども家庭支援課、高津区保健福祉センター、権利擁護機関の窓口も紹介しています。</p>
<p>4.地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 園ホームページで詳細な情報を提供し、高津区役所にもパンフレットを置くなどして情報を発信しています。また「保育とカリキュラム」雑誌（ひかりのくに発行）には、1年間の連続掲載で、園情報を掲載しています。見学者にも「園パンフレット」などを示し、丁寧に説明しています。近隣の老人ホームには招待状を送り、また、在園児保護者による口コミなどで地域に広報しています。 年間60件を超える見学者を受け入れており、見学の折には育児相談にのっています。また、地域の未就園児に対しては、毎週、園庭開放を行っています。夏祭り、運動会などの園行事に地域の子育て家庭を招待しています。 園長が高津区認可保育園園長連絡会や幼保小連絡会に出席したり、年長児担任が高津区年長児担当者会議や近隣小学校の授業参観に参加したりして、子どもの就学に向けての課題について話し合っています。また、年長児は近隣の保育園児と一緒に高津区で開催される「川崎保育まつり」などに参加し、就学前の子ども同士の関係作りに役立たせています。近隣の久末小学校には、就学を控えた年長組が訪問し、在学の1年生とともに、①クラスの机につく、②学校内を掃除する、③ランドセルを借りて、背負ってみる、④学校の中庭で遊ぶ、などを経験させてもらっています。
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の職業倫理については、全職員が「全国保育士倫理綱領」を持っており、その教育を受けて、保育士資格をとり、保育に従事しています。 設置法人の保育に対する理念、「心身ともに健やかに育つよう、子ども一人ひとりの人格を尊重する」「保護者と職員が共に子どもを育てあう保育をすすめる」「保護者の働く権利を保障するとともに多様な生活を支え、保護者や地域から信頼される保育園を目指す」は目指す保育を表しています。また、保育方針として「遊びや生活を積み重ねる中で言葉や基本的生活習慣を身に付け、人として生きる力を育てます」「さまざまな体験を通して豊かな感性を育み、思考力、想像力の芽生えを培います」を打ち出し、パンフレット、保育課程に明記しています。 園目標「生き生きとした子ども」「感動し、驚き、考え、表現できる子ども」「自分の好きなものを見つけられる子ども」「感謝する気持ちを持てる子ども」を職員の総意で作り上げ、職員の行動規範としています。 園ではさらに、職員に対する具体的行動規範に結び付くように、次の『保育の中で大切にしたいこと』を打ち出して、保育にあたっています。 <ul style="list-style-type: none"> 『保育の中で大切にしたいこと』 《乳児》*一人ひとりの子どもに愛情を持って関わり、感情の芽生えを大切に する*大人と子供の愛着関係を築く*一人ひとりの生活リズムの形成をはかる*感覚・運動的な特徴を考慮し、発達に合わせた道具や空間を用意し自発的な遊びを促す 《幼児》*自分でしようとする力を育てる*新しい事に向かって挑戦しようとする力を育てる*体力、感じる力、考える力、認識力、表現力を育てる*仲間と共同する力を育てる*わらべうたを通して音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう

	<ul style="list-style-type: none"> • 理念・基本方針は職員の入職時に園内研修講座にて全職員が受講し、全員に周知しています。全職員は年2回自己評価（8月、2月）を行い、園長との個別面談を行う中で、園長は理念に対する職員の理解度を見て、都度説明しています。 • 入園説明会では、分かりやすく構成された入園パンフレットをもって理念などは保護者に説明しています。保護者に対しては各クラス懇談会で法人理念・園目標に関して重要なポイントを説明しています。また、クラスだよりで、各項目について解説し、保育参加後の個人面談でも、必要な説明を行っています。 • 園は理念・基本方針の実現を踏まえて、中・長期計画として保育関連では、①施設・設備の整備、②地域との交流、③職員の育成・資質の向上、④人材の確保、を掲げて事業計画に結びつけています。中・長期目標を「園児及び家族へ質の高い保育提供の充実を図るために施設設備の改善を行う」「地域福祉の拠点としての役割とその使命・情報の発信を行う」「事業運営を積極的に展開していくために、採用、育成、評価、処遇を一体的に考えた適切な人事管理」として、それぞれの課題に対応する計画を打ち出しています。
<p>6.職員の資質向上の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 職員は、川崎市保育所職員配置基準に基づき配置され、園長は園運営のために必要な人事配置を考え、人員補充が必要な場合には設置法人に申請し、対応しています。 • 園では、本年度より「保育士等キャリアアップ制度」の導入を始めており、人材マネジメントを形成しています。また、各職員の年2回の「自己評価面談」の際に、園長は各職員に必ずマネジメントの内容、結果の説明を行っています。 • 職員は、自己評価内容と、園で進めている「保育士等キャリアアップ制度」との連携において、自分の不足分を補うべく、研修テーマを選びながら、受講しています。各職員は、年度末に、次年度の「勤務継続意向調査票」提出の義務があり、調査票は、①契約継続か、退職か、②次年度の目標、抱負、を書く欄があり、園長は一人ひとりとの面談において、資質向上へのアドバイスを行っています。 • 「保育士等キャリアアップ制度」と連携させた園内研修では、研修後には必ず「研修報告書」の提出を義務付けています。提出したレポートはファイルして事務所に保管し、誰でも閲覧できるようにしています。研修報告レポートには、研修内容の意義有無、わかりやすさなど、受講した職員は感想を述べます。園長は、報告書の内容を見て、研修内容の保育への取り込み方などをアドバイスします。 • 園長は毎日、職員の出勤状況、残業状況などはチェックし、毎月有給休暇消化率や休憩時間実態、トータル時間外勤務などを把握しています。園での適正人員などの問題が出た場合には、園長は設置法人と相談し、応急策として系列他園からの応援を頼むケースもあります。園長は職員との年2回の個人面談で、就業上の相談や個別の相談を受けて対処しています。 • 園には、実習生受入に関するマニュアル（ガイドライン）があり、実習生の申し入れ受付から身元確認（身分証明書など）など基本手続きが決められています。実習生の受け入れでは、園は実習生の学校の担任と電話で打合せを行い、また学校の担任が実習中の園を訪問する際には、現在行っている実習内容について説明し、話し合っています。実習にあたっては、学校側の要請や実習生の希望を聞いたうえで、実習プログラムを作成しています。